令和5年度 交通安全運動基本方針



第52回

JA共済 静岡県小・中学生 交通安全ポスターコンクール 金賞作品・静岡県交通安全対策協議会会長賞 上林 守さん (伊豆の国市立長岡南小学校4年)

静岡県交通安全対策協議会

令和5年度 交通安全運動基本方針

第1 趣旨

「富国有徳の『美しい"ふじのくに"』の人づくり・富づくり」の理念に基づき、交通事故のない、安全で快適な交通社会を実現するには、県民一人一人が安全を第一に考え、交通ルールの遵守と交通マナーを実践していくことが重要である。

このためには、関係機関・団体がより連携を深め、全ての県民に対し交通安全思想の浸透を図り、 安全な行動を自発的に促す県民総ぐるみによる運動を継続していくことが肝要であることから、その 推進事項等について明示するものである。

第2 期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間

第3 主唱

静岡県交通安全対策協議会

第4 スローガン

安全を つなげて広げて 事故ゼロへ

第5 実施機関・団体等

「実施機関・団体名簿」のとおり

第6 年間重点推進項目

令和5年度中の重点推進項目を下記のとおり定め、交通事故の発生実態に基づき、焦点を絞った効果的な運動を展開する。

1 高齢者の交通事故防止		
目的	高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化が運転操作や歩行等に及ぼす影響を理解できるよう、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、体調不良や悪天候時等は運転を控える必要性について広く周知し、交通事故防止を図る。	
主な推進事項	 ○ 高齢者自身が、加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解し、歩行者・自転車利用者として、また運転者として安全な行動の実践を促す参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ○ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等が搭載された、セーフティ・サポートカー(略称:サポカー)の普及啓発 ○ 身体機能の変化等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の周知 ○ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報の推進 	

2 子どもの交通事故防止		
目的	子どもが被害に遭う交通事故を防止するため、家庭、学校、地域等と連携し、 交通ルールの遵守や交通マナーの実践が自らの命を守ることについて、交通指導 や交通安全教育を推進する。また、自動車運転者の交通安全規範の向上を図る。	
主な推進事項	○ 子どもが日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進○ 発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進○ 自動車運転者の歩行者保護意識の醸成など、交通安全規範向上の広報啓発活動の推進	

3 横断歩行者の	安全確保
目的	横断歩道上の交通事故は、運転者の横断歩道手前での減速や歩行者の安全確認が不十分なものが多いことから、運転者に対し、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させる。また、歩行者に対しては、横断歩道を利用するといった基本的な交通ルールの周知を図るとともに、道路横断者が自らを守る安全行動等を促し、交通事故防止を図る。
主な推進事項	 ○ 自動車運転者に対する推進事項 横断歩道の歩行者等優先義務及び歩行者保護意識を醸成する広報啓発活動の推進 ○ 歩行者に対する推進事項 ・ 横断歩道や横断歩道橋の適正な利用の周知 ・ 信号無視や横断禁止場所横断などの危険性の周知と交通ルールの遵守を促す広報活動の推進 ○ 「しずおか・安全横断3つの柱」の周知 ・ 手を上げる・差し出す、運転者に顔を向けるなどして運転者に対して横断する意思を明確に伝えること ・ 安全を確認してから横断を始めること ・ 横断中も周りに気を付けること ○ 夕暮れ時から夜間における反射材用品や照明器具の活用を促す広報啓発の推進

4 自転車の安全科	刊用の推進
目的	歩行者、自転車、自動車等が安全に通行するため、自転車は、道路交通法上の「車両」であることを周知し、自転車安全利用五則等の交通ルールの遵守を促すとともに「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により義務化されている損害賠償責任保険への加入を促進する。
主な推進事項	 ○ 「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの遵守 ○ 自転車による交通事故を防止するため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1 (プラスワン)」の周知・実践 ・ 交差点では、周りに気を付けよう! ・ 一時停止場所では、しっかり停まろう! ・ 急がず、ゆっくり走ろう! ・ 告れず、ゆっくり走ろう! ・ 生1 (高齢者の方へのプラスワン)アシスト自転車の特性(加速・車重)を理解しよう! ○ 安全性の高い自転車の利用促進 ○ 「全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化」の周知及びヘルメットの着用促進 ○ 自転車の安全性を確保するための定期的な点検整備の促進 ○ 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進 ○ 自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進

5 電動キックボードの安全利用の促進		
目的	電動キックボードの利用に関する改正道路交通法が令和5年7月1日から施行 予定であることを踏まえ、施行前後における電動キックボードの利用に関する正 しい交通ルールと安全な利用方法の周知を図る。	
主な推進事項	○ 電動キックボードの交通ルールと安全な利用にかかる広報啓発及び交通安全教育○ 利用者に対する街頭指導○ 販売事業者と連携した購入者に対する広報啓発活動	

6 二輪車の安全利用の推進		
目的	二輪車は、乗用車等と比べ車体が小さく死角に入りやすいほか、乗員の体が外部にさらされており、交通事故により身体に受けるダメージが大きいことから、交通ルールの遵守や被害軽減対策を中心とした広報啓発を行い、交通事故防止を図る。	
主な推進事項	 ○ 体で安定を保ちながら走行し、停止すれば安定性を失うなど、二輪車の特性を踏まえた安全指導の推進 ○ 体の露出を控えた服装の徹底やエアバッグジャケットの着用など被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活動の推進 ○ ヘルメットの着用等基本的な交通ルールを遵守することの重要性についての広報啓発活動の推進 ○ 行楽期における二輪車事故防止に向けた広報啓発活動の推進 	

7 後部座席を含めた全ての座席でのシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底		
目的	シートベルト・チャイルドシートは、交通事故発生時の被害軽減効果が高く乗 員を守る命綱であることを広報し、後部座席を含む全ての座席で正しく着用する よう周知徹底を図る。	
主な推進事項	○ シートベルト及びチャイルドシート着用の必要性や効果に関する理解の促進	

8 夕暮れ時と夜間の交通事故防止		
目的	夕暮れ時から夜間にかけては、人や車が見えにくくなる危険な時間帯であることから、「ピカッと作戦!」を展開し、「自発光式等の反射材用品の活用」や「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」についての広報啓発を行い、交通事故防止を図る。	
主な推進事項	 ○ 「ピカッと作戦!」の積極的な展開 ・ 自発光式等の反射材用品の視認効果や使用方法等の周知と自発的な活用の促進 ・ 夕暮れ時における、自動車・自転車の「早めのライトオン」の実践 ・ 夜間の対向車や先行車がいない状況における「ハイビームの効果的な活用」 ○ 自動車運送事業者の点呼時における夕暮れ時から夜間の時間帯における運転時の注意喚起の実施 	

9 飲酒運転等危険運転の根絶		
目的	飲酒運転や妨害運転等は、重大事故に直結する悪質で危険な行為であることから、これら危険運転を「しない」「させない」広報活動を展開し、規範意識の向上を図る。	
主な推進事項	 ○ 飲酒運転根絶対策 ・ 交通事故被害者等の声を反映した広報活動等による、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの推進 ・ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底 ・ 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為を是正させるための運転者教育の推進 ・ 自動車運送事業者の点呼時等におけるアルコール検知器使用等、飲酒運転根絶に向けた取組の実施 ○ 妨害運転防止対策 ・ 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性の周知と罰則強化の周知徹底 ・ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性とドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進 ○ ながら運転防止対策スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底 	

10 その他	
目的	各地域の交通事故発生実態に応じた各種対策を推進するために、交通事故発生 状況の分析結果を踏まえた対策を計画・推進し交通事故防止を図る。
主な推進事項	○ 各市町における年間事故防止重点や各季の交通安全運動期間中における運動の重点の設定○ 交通死亡事故多発警報による県(市・町)民への注意喚起

第7 運動の種別及び進め方

1 運動の種別

(1) 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期間	摘 要
新入学 (園) 児を交通 事故から守る県民運動	4月4日(火)~4月10日(月) の7日間	
春の全国交通安全運動	5月11日(木) ~5月20日(土) の10日間	
夏の交通安全県民運動	7月11日(火) ~7月20日(木) の10日間	別に定めるそれぞれの実施 要綱に基づき実施する。
秋の全国交通安全運動	9月21日(木) ~9月30日(土) の10日間	
年末の交通安全県民運動	12月15日(金) ~12月31日(日) の17日間	

(2) 日を定めて実施する運動

日とためて入地方の足動			
運動名	期間	摘要	
交通事故死ゼロを目指す日 (※ 全国一斉)	5月20日、9月30日(予定)	中央交通安全対策会議交通 対策本部決定	
交通事故ゼロの日	毎月10日、20日、30日	「交通事故ゼロの日」実施 要綱に基づき実施する。	
ピカッと作戦!強化の日	毎月15日	令和5年度「ピカッと作 戦!」実施要綱に基づき実施 する。	
自転車マナー向上キャンペーン 「指導強化の日」	5月19日、10月20日、1月19日	自転車マナー向上キャンペーン「指導強化の日」実施要領に基づき実施する。	

2 運動の進め方

- (1) 県、市町の交通安全対策協議会等は、相互に連携・協働を図り実効ある交通安全運動を展開するため、実施機関・団体等との推進連絡会議等を開催する。
- (2) 市町の交通安全対策協議会等においては、交通安全運動基本方針及び年間事故防止重点を推進するに当たり、地域の交通事故等の状況やこれまでの事業を検証するとともに、住民と連携・協働し、地域の実情に即した自主的な運動を展開する。
- (3) 実施機関・団体等は、交通安全運動が県民総ぐるみの運動として推進されるよう、相互の連携を密にして、それぞれの組織の特性と実情に応じた推進体制の強化を図る。
- (4) 実施機関・団体等は、別に定める各季の運動の実施要綱及び「実施機関・団体の主な推進事項」に 基づき具体的な実施計画を策定し、組織の末端まで交通安全運動の趣旨の浸透を図り、効果的な実践 活動を展開する。
- (5) 交通安全運動基本方針に基づき実施する各季の交通安全運動の重点及び統一主要行事等は、概ね 2 か月前、実施要綱は、概ね 1 か月前に県交通安全対策協議会が決定し、市町及び実施機関・団体等に通知する。

静岡県

静岡県警察本部

静岡県教育委員会

市町

市町教育委員会

中部運輸局静岡運輸支局

静岡労働局

静岡地方気象台

中部地方整備局静岡国道事務所

中部地方整備局浜松河川国道事務所

中部地方整備局沼津河川国道事務所

静岡県道路公社

静岡県交通安全協会

静岡県安全運転管理協会

中日本高速道路株式会社東京支社静岡保全・サービスセンター

静岡県高速道路交通安全協議会

静岡県自家用自動車協会

静岡県指定自動車教習所協会

全国届出自動車教習所協会静岡県支部

日本自動車連盟(JAF)静岡支部

日本自動車販売協会連合会静岡県支部

静岡県自動車団体交通安全推進協議会

自動車安全運転センター静岡県事務所

日本道路交通情報センター静岡センター

自動車事故対策機構静岡支所

静岡県自動車会議所

軽自動車検査協会静岡事務所

独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部静岡事務所

静岡県自動車整備振興会

静岡県軽自動車協会

静岡県二輪車安全普及協会

静岡県中古自動車販売商工組合

静岡県通運業連盟

静岡県貨物運送協同組合

静岡県トラック協会

静岡県バス協会

静岡県タクシー協会

静岡県個人タクシー協会

静岡県運転代行協会

日本労働組合総連合会静岡県連合会

静岡県交通運輸産業労働組合協議会

静岡県レッカー事業協同組合

静岡県自転車軽自動車商業協同組合

東海旅客鉄道株式会社静岡支社

静岡鉄道株式会社

遠州鉄道株式会社

大井川鐡道株式会社

岳南電車株式会社

伊豆箱根鉄道株式会社

伊豆急行株式会社

天竜浜名湖鉄道株式会社

静岡県高等学校長協会

静岡県校長会

静岡県私学協会

静岡県私立幼稚園振興協会

静岡県保育連合会

静岡県公立高等学校PTA連合会

静岡県PTA連絡協議会

静岡県社会教育委員連絡協議会

静岡県青年団連絡協議会

ガールスカウト静岡県連盟

日本ボーイスカウト静岡県連盟 静岡県子ども会連合会

静岡県地域女性団体連絡協議会

市川交通安全財団

静岡県交通指導員会連合会

静岡県二輪車安全運転推進クラブ連合会

静岡県損害保険代理業協会

日本損害保険協会中部支部

静岡県弁護士会

静岡県医師会

静岡県精神保健福祉協会

静岡県社会福祉協議会

静岡県経営者協会

静岡県中小企業団体中央会

静岡県商工会議所連合会

静岡県商工会連合会

静岡県建設業協会

静岡県タイヤ商工協同組合

静岡県農業協同組合中央会

全国共済農業協同組合連合会静岡県本部

静岡県石油業協同組合

静岡県老人クラブ連合会 静岡県シルバー人材センター連合会

静岡県年金協会連合会

静岡県広報協会

日本青年会議所東海地区静岡ブロック協議会

静岡県飲食業生活衛生同業組合

静岡県小売酒販組合連合会

静岡県砕石業協同組合

静岡県生コンクリート工業組合

静岡県砂利工業組合

静岡県警友会

静岡県自治会連合会

静岡県信用金庫協会

全国道路標識,標示業協会中部支部静岡県協会

生命保険協会静岡県協会

静岡県レンタカー協会

静岡県学生厚生補導研究会

静岡県消防協会

静岡県民生委員児童委員協議会

静岡県ホームヘルパー連絡協議会

静岡県老人福祉施設協議会

静岡犯罪被害者支援センター

静岡県看護協会

静岡県薬剤師会

静岡県游技業協同組合

静岡県警備業協会

日本郵便株式会社東海支社

株式会社ゆうちょ銀行(静岡県内各店)

株式会社かんぽ生命保険(静岡県内各支店)

朝日新聞社静岡支局

毎日新聞社静岡支局 読売新聞社静岡支局

共同通信社静岡支局

産経新聞社静岡支局

時事通信社静岡総局

静岡新聞社

中日新聞社東海本社

中部経済新聞社静岡支局

東京新聞社東海本社

日本経済新聞社静岡支局

日刊工業新聞社静岡支局 NHK静岡放送局

静岡放送

テレビ静岡

静岡朝日テレビ

静岡第一テレビ

静岡エフエム放送株式会社

【合計129】

実施機関・団体の主な推進事項

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
	1 道路交通法、自転車条例その他交通関係法令の周知及び遵守
共通推進事項	2 各実施機関・団体が相互に連携を図るとともに、それぞれの組織の特性や実態に
	応じて、年間重点推進項目に沿った活動を実施
	1 交通安全対策会議及び交通安全対策協議会の開催
	2 市町及び関係機関・団体に対する各季の交通安全運動に関する協力要請と効果的
	な推進
	3 交通死亡事故多発警報の効果的な運用
	4 「ピカッと作戦!」による夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止対策の推進
	5 高齢ドライバーに対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
	6 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動の推進
	7 自転車マナー向上キャンペーンの効果的な推進
	8 自転車利用者に対する自転車安全適正利用の広報啓発活動の推進
静岡県	9 自転車と自動車の道路での共存に向けた相互理解の促進
	10 歩行者の交通安全意識とドライバーの歩行者保護意識を醸成させる広報啓発活動
	の推進
	11 安全運転サポート車・ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発活動の
	推進
	12 電動キックボードの正しい交通ルールと安全利用にかかる広報啓発活動の推進
	13 交通指導員の指導者育成及び組織育成
	14 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進
	15 交通事故相談活動等の交通事故被害者救済対策の推進
	16 交通安全功労者等の表彰

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
静岡県警察	1 PDC Aサイクルに基づく交通事故抑止対策の推進 ○ 交通事故データの緻密な分析を踏まえたPDC Aサイクルに基づく交通指導取締り、レッド(ボイス)パトロール及び広報啓発活動等交通事故抑止施策の推進 2 歩行者・自転車利用者の交通安全対策 ○ 歩行者保護に資する交通指導取締りの推進 ○ 道路横断時に自らを守る安全行動「しずおか・安全横断3つの柱」の周知・実践を促すための教育・指導の推進 ○ 高齢者等に対する反射材や照明器具の着用促進 ○ 関係機関・団体と連携した幅広い年齢層に対する参加・体験・実践型の交通安全教育の推進 ○ 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知及び、全ての自転車利用者に対するヘルメットの着用促進に向けた広報啓発の推進 ○ 「もずおか・自転車事故防止3つの柱+1(プラスワン)」の周知・実践を促すための安全教育及び指導取締りの推進 ○ 安全運転管理者等に対する適切な指導と未選任事業所の早期把握 3 高齢運転者の交通安全対策 ○ 高齢運転者の交通安全対策 ○ 高齢運転者の交通安全対策 ○ 高齢運転者の特性を理解した参加・体験・実践型の交通安全教室の推進 ○ 関係機関・団体と連携した参加・体験・実践型の交通安全教室の推進 ○ 関係機関・団体と連携した参加・体験・実践型の交通安全教室の推進 ○ 電動キックボードの安全利用の推進 ○ 電動キックボードの安通ルールと安全な利用にかかる広報啓発及び交通安全教育の推進 5 悪質・危険運転者対策 ○ 飲酒・無免許運転、妨害運転等の悪質性・危険性の高い違反に対する交通指導取締りや周辺者に対する捜査の強化 ○ 通学路、生活道路における安全対策の推進 ○ 通学路、生活道路における安全対策の推進
静岡県教育委員会	1 「静岡県学校安全教育目標」に基づき、児童生徒が「自他の命を守るための適切な判断・行動」ができるための交通安全教育を推進する。 2 「高校生の安全な自転車利用に関する学校警察連携制度」、「高校生に対する二輪車グッドマナー講習会」、「交通安全リーダーと語る会」等を活用し、各校における交通安全教育の充実を図る。 3 「交通安全教育指導者研修会」等の開催により指導者の資質向上に努め、児童生徒の交通事故防止対策と交通マナー向上の徹底を図る。 4 市町と連携を図り、通学路における安全確保を図るよう各学校に働きかける。 5 通学に自転車を利用している児童生徒への自転車保険加入の促進を図る。 6 警察等と連携し、児童生徒に対する自転車利用時のヘルメット着用促進に向けた広報啓発を推進する。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
	1 自動車運送事業者(バス・タクシー・トラック)に対する指導・監督を強化しコン
	プライアンスの徹底を図る。
	2 自動車運送事業者に対し、衝突被害軽減ブレーキ等の装置を搭載した先進安全自
	動車(ASV)の普及促進、ICTを活用した運行管理の高度化、ドライブレコー
	ダーやデジタルタコグラフの普及促進、運転者向けスクリーニング検査の普及促進
	等に取り組み、事故防止に資する取組を推進する。
中部運輸局	3 自動車運送事業者に、アルコール検知器を使用した酒気帯びの有無確認を徹底
	するよう指導を徹底することにより、事業者における飲酒運転ゼロを目指す。
静岡運輸支局	4 自動車の安全性の確保等を図るため、関係団体等と連携して街頭検査の充実、
	定期点検整備励行の啓発に努める。
	5 先進安全技術を活用した運転支援機能を備える「安全運転サポート車」の普及
	啓発を図ることにより、交通事故による被害の軽減を図る。
	6 運輸事業者における風水害等災害時における輸送の安全確保、活動の維持、早期
	回復のための防災力向上を図るための「運輸防災マネジメント」の普及促進を図る。
	1 自動車運転者の一般労働条件の確保・改善対策、自動車運転者の労働時間等の改
	善のための基準(平成元年労働省告示第7号)、交通労働災害防止のためのガイド
	ラインの周知・徹底を目的として、監督指導、集団指導等を実施する。
静岡労働局	2 関係機関との連携を図り、情報交換を行う。
	3 陸上貨物運送事業労働災害防止協会等と連携し、研修等を開催する。
	4 労働時間管理適正化指導員の委嘱により、自主的労務改善の推進を図る。
	5 労働災害防止団体との連絡協議会の開催を通じて、交通労働災害防止の連携を図
	る。
	気象庁交通安全業務計画に基づき以下のことを実施する。
静岡地方気象台	1 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴
	火等の自然現象について、的確な実況監視を行う。
	2 関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・
	予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
	3 情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図る。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
道路管理者 ・中部地方整備局 静岡国道事務所 浜松河川国道事務所 沼津河川国道事務所 ・静岡県道路公社 ・静岡県、市町	道路交通環境の整備 ○ 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 ○ 幹線道路における交通安全対策の推進 ○ 交通安全施設等の整備事業の推進 ○ 自転車通行環境等の整備
静岡県 交通安全協会	1 関係機関、団体と連携して、高齢者と子供の事故防止対策、歩行者の事故防止対策、自転車の事故防止対策、飲酒運転の根絶対策、シートベルト・チャイルドシートの着用対策、追突事故の防止対策を重点とした交通安全広報啓発活動を推進する。 2 高齢者を始めとする道路横断中の事故防止対策として、「おもいやり ありがとう」の理念に基づき、「安全を つなげて広げて 事故ゼロへ」を展開する。 3 歩行者の事故防止対策として、特に、夕暮れ時から夜間における事故防止を重点に、運転者には「早めのライトオン」、「ハイビームの活用」、歩行者には「自発光式等の反射材用品」の活用を促進する「ピカッと作戦!」を推進する。 4 自転車の事故防止対策として、「自転車安全利用五則」等の周知徹底を図るとともに、自転車の点検整備と加害事故や受傷事故の発生時の補償に備えたTSマークの普及等自転車保険加入を推進する。 5 広報誌「交通しずおか」、ポスター、チラシ、ホームページ等を活用し、「人優先」の交通安全思想を中心とした広報啓発活動を推進する。 6 参加・体験・実践型の交通安全教室、街頭活動を推進し、県民の交通安全意識の高揚と交通事故防止を図る。 7 各種講習において、法改正の内容、交通事故発生状況等の情報を提供し、交通事故防止を図る。
静岡県安全運転管理協会	1 事業主、安全運転管理者が一体となり、従業員やその家族に対して「『おもいやりありがとう』の広報啓発活動」、「高齢者と子供の交通事故防止対策」、「追突事故防止及び出会い頭事故防止対策」、「自転車安全利用対策」、「後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシート着用」、「飲酒運転根絶対策」を推進するための施策を積極的に行う。 2 高齢者等の歩行者保護のため、夕暮れ時からの「早めのライトオン」を推進する。 3 協会、安全運転管理者選任事業所が連携して、事業所から地域へと交通安全の輪を拡大すべく、交通安全運動における街頭活動等広報活動を積極的に推進する。 4 機関誌「安全運転管理しずおか」やホームページ及び新聞、ラジオ等広報媒体を通じ、広報啓発活動を活発に推進する。 5 安全運転管理者法定講習の機会を利用して、交通情勢に応じた情報提供を行う。 6 安全運転管理者選任事業所に対して、ドライブレコーダー、その他先進安全装置の普及促進を図る。

実施機関・団体名	主な推進事項
	1 季毎の交通安全運動期間中に実施するもの
	(1) 季毎の交通安全に関するNEXCO中日本全社統一テーマに基づき、交通安全
	運動期間中に、統一テーマに関する広報文を各種道路交通情報提供装置にて提供
	する。
	② 静岡保全・サービスセンター管内休憩施設(SA, PA)の掲示物(ポスター・
	チラシ)や跨道橋での横断幕、懸垂幕により統一テーマの内容を掲示し広報する。
	③ 県警高速隊、県高速道路交通安全協議会と連携して、休憩施設で街頭広報を実
	施する。
	街頭広報では、発炎筒の実演、三角停止板の実演、安全ベストの着用を実施し、高速
	道路上で故障や事故で停止した場合の二次事故防止を積極的に呼び掛ける。
	~ 参考 統一テーマ例 ~
中日本高速道路㈱	・ タイヤ空気圧等の車両整備確認
静岡保全・	・ 本線停止車両(事故・故障)等に対する二次事故防止
サービスセンター	・ 全席シートベルト着用の徹底
	・ 安全な速度の順守と適正な車間距離の確保
	2 通年で実施するもの
	(1) 本線情報板やハイウェイラジオ、横断幕や懸垂幕で、交通安全啓発に関する広
	報文を提供する。
	② 各種団体への交通安全セミナーを通じて高速道路上での安全運転を呼び掛け
	る。
	③ スマホを見ながらの運転への注意喚起
	3 静岡保全・サービスセンター独自の取組
	(1) オリジナルのチラシ、ポスターを作成し、管内休憩施設への掲示を行う。
	② 交通死亡事故多発警報発令時には、各種道路交通情報提供装置や交通管理隊の
	巡回車のLED表示を行い、死亡事故多発の注意喚起を行う。
	③ 支社及び高速隊からの要請があった場合は、適宜交通安全啓発を実施する。
	1 交通安全運動の際には、県警高速隊・NEXCO中日本㈱等と連携し、サービス
	エリア等で街頭広報を積極的に実施し、交通事故防止を呼び掛ける。
	2 会報「ハイウェイ静岡」を年2回作成し、これを全会員に配付することにより、
静岡県高速道路 交通安全協議会	啓発活動を活発に推進する。
	3 会員に対する講習会を積極的に実施し、交通安全意識の高揚に努める。
	4 優良運転者等を表彰し、交通安全意識の高揚に努めるとともに安全運転の励行を
	徹底する。
	5 速度超過が原因の交通事故を防止するため、「ペースメーカー車」としての役割
	りの積極的な推進を図る。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
静岡県 自家用自動車協会	 1 自動車連合会主催の交通安全運転コンクールに参加し、会員事業所の無事故・ 無違反運動を推進する。また、関係機関・団体との協調により交通事故防止活動を 推進する。 2 無事故・無違反の会員優良運転者に対し、表彰(全国・中部・県)を行い、交通 安全意識の高揚を図る。 3 機関紙「自貨協会報」を毎月発行、各種交通安全運動の広報、交通安全に関する 情報等を掲載し、交通安全啓発活動を推進する。
静岡県 指定自動車 教習所協会	1 全教習所を挙げて、夕暮れ時から夜間における交通事故を防止する「ピカッと作戦!」の継続的推進や、ハイビームの効果的な活用について啓発・普及活動を実施する。 2 交通事故の多くを占める追突事故を削減するため、「車間距離・ゆとり2倍!!」を統一スローガンに、全教習所の教習生や高齢者講習受講者等に対し、適正な車間距離の取り方、発進や停止時の注意点について広報・啓発活動を実施する。 3 高齢者講習の機会を捉え、自身の身体機能の変化に応じた安全行動を取れるよう交通安全教育を推進する。 4 地域における交通安全教育センターとして、教習所の一日開放等の機会に警察をはじめ交通関係団体と連携する等、子供から高齢者まできめ細やかな交通安全教育を推進する。
全国届出自動車 教習所協会 静岡県支部	危険を予知し安全な運転行動のとれる運転者の育成を目指し次の項目を推進する。 1 教習生個々の特性に応じたきめ細かい教習の実施 2 交通文化人としてのマナー教育の強化 3 運転免許取得者教育の充実と卒業生に対する継続事後指導の強化 4 地域における交通安全センターとしての活動強化
日本自動車連盟 (JAF) 静岡支部	1 自治体・警察・安管・安協等と連携した交通安全活動の実施(交通安全講習会、エコドライブ講習会、チャイルドシート講習会、実技型講習会、交通安全啓発ツール出展) 2 道路環境の改善活動(JAF交通安全実行委員会) 3 幼稚園・保育園児への交通安全啓発活動(JAFドレミぐるーぷ) 4 横断歩道での歩行者優先における交通マナー改善に向けた啓発活動の推進
自動車安全運転 センター 静岡県事務所	1 「運転記録証明書」や「無事故無違反証明書」等の運転経歴に係る証明書の積極的な取得推進活動を通じ、運転者の安全意識の高揚に努める。 2 累積点数通知業務を通じて、運転者に安全運転の自覚を促す。 3 安全運転中央研修所への入所受講を積極的に広報し、同所で修得した安全運転に関する専門的な知識・技能の実践とその普及浸透を図る。
日本道路交通情報 センター 静岡センター	 1 交通渋滞、道路工事等の道路交通情報を ○ ラジオ ○ 電話(050-3369-6622) ○ Webサイト (https://www.jartic.or.jp/) を通じて広く道路利用者に提供し、交通の安全と円滑を図る。 2 各季の交通安全運動期間中や交通事故多発の際、広報活動を実施する。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
日本自動車 販売協会連合会 静岡県支部	1 各季の交通安全運動期間中、地域の交通安全団体等と一体となった活動を推進することにより、交通安全意識の高揚を図る。 2 交通事故多発時、県及び県警等と連携し、支部HPを活用した交通事故情報の発信に努め、交通事故防止に向けた注意喚起を図る。 3 先進安全技術を活用した運転支援機能を備える「安全運転サポート車」を普及啓発することにより、交通事故の未然防止及び被害の軽減を図る。 4 自動車関係5団体で組織する「静岡県自動車団体交通安全推進協議会」の活動として、高校生の交通マナーの向上のための啓発を図る。
自動車事故対策機構 静岡支所 (NASVA)	1 事業用自動車の運行管理者等指導講習の実施 バス、タクシー、トラック等事業用自動車の運行管理者を対象に、国土交通大臣 認定の講習を行い、「運行管理実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法等」の講義により、事業用自動車の事故防止を図る。 2 運転適性診断の実施 運転者の性格、安全態度、認知・処理機能及び、視覚機能等の適性診断を行い、心理面及び生理面からカウンセリング手法のアドバイスをとおして、自動車事故の防止を図る。 3 安全マネジメントサービス 安全マネジメントコンサルティング 事業者の要望により、内部監査支援プラン等を行い、自動車事故の防止を図る。 安全マネジメント講習会 運輸安全マネジメントに関する最新の情報を提供するため、安全マネジメント講習会及び適性診断活用講座等を行い、自動車事故の防止を図る。 4 ISO39001(道路交通安全マネジメントシステム)の普及・啓発 5 関係機関、団体と連携した自動車に関する安全情報等の提供
静岡県自動車会議所	1 国、県などの行政機関や交通安全に係るイベントを通じて、子供と高齢者を重点として自発光式反射材等交通安全啓発グッズの配布を行う。 2 交通安全県民運動期間中に、中心市街地にある民間広告ビジョンを活用して交通安全啓発広報を展開する。 3 新入学児童を対象に、通学路等における通学方法及び交通ルールなど交通安全について学ぶ「自習ノート」を作成し、県内の小学校に配布する。 4 急発進・急加速などをしないエコ運転は交通事故の削減にもつながることから、エコドライブ奨励を目的として、会員団体と協力して掛川道の駅にて放送媒体によるスポット放送を含めた啓発イベントを実施する。また年間を通しては、路線バスラッピング広告や電柱へのエコドライブ促進プレート掲出を行い、広く県民への啓発広報を展開する。 5 年間を通じて県内各地の電柱に飲酒運転撲滅の看板を掲げるとともに、年末の交通安全県民運動期間中に飲酒運転撲滅の広報を、放送媒体にてスポット放送を実施する。 6 不幸にして交通事故により父母を失う等交通遺児に対して、公益財団法人交通遺児等育成基金等を通じて支援を実施する。 7 関係機関及び会員団体等が実施する交通安全運動に協賛して、ステッカーやパンフレット作成など交通安全事業に支援を行う。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
軽自動車検査協会 静岡事務所	1 軽自動車の安全の確保及び公害防止のため、検査技術の更なる向上、検査設備の整備・改良に努める。2 定期点検整備の励行、無車検、無保険軽自動車の運転防止及びシートベルト着用の推進等の啓発活動を推進する。
独立行政法人 自動車技術総合機構 中部検査部 静岡事務所	1 国土交通省及び警察当局等と連携のもとに街頭検査を実施し、不正改造車・整備不良車の排除に努める。 2 自動車の検査充実を図るため、道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせて進化・高性能化する自動車技術に対応した検査機器を導入する。 3 交通安全運動を始めとする各種キャンペーン等に参画し広報活動を推進する。
静岡県自動車整備振興会	1 国土交通省が全国展開する「自動車点検整備推進運動」「不正改造車を排除する 運動」に呼応し、自動車の点検・整備を推進するための広報・啓発活動 2 webサイトによる広報活動 3 自動車の安全性の確保等を図るため、関係機関等と連携した街頭検査の実施 4 自動車ユーザーを対象としたマイカー無料点検等の実施 5 先進安全技術を活用した運転支援機能を備える「安全運転サポート車」の普及に伴う、自動車の適切な維持管理に資するため、自動車整備業として新技術に対応するための環境整備・技術の高度化を目的とした整備主任者等を対象とする新技術研修等の実施 6 警察と連携した高齢者交通安全教室でのマイカー点検教室の開催 7 青色防犯パトロール車の点検講習実施による自動車事故の防止 8 「こども110番の店」活動における児童の見守りや声掛けを通じて交通安全を推進 9 交通遺児と交通重度障害を負われた方の子弟の生活基盤の安定と健全育成について、公益財団法人交通遺児等育成基金を通じて支援を実施する。
静岡県 軽自動車協会	1 交通安全情報紙をホームページに掲載し、広報啓発活動を推進する。 2 民間放送等を通じて交通安全及び防犯対策について広くPRしていく。 3 関係機関と連携して、交通安全啓発活動や交通道徳の向上を図る活動に協力する。 4 季交通安全運動期間中、ポスターの掲示及び関係会員への呼び掛け。 5 こども交通安全キャンペーンを通じて、反射材リストバンドを県内小学校に配布し、交通安全活動を推進する。
静岡県 中古自動車 販売商工組合	 1 各季の交通安全運動の期間中、オークション会場及び各委員会等で県民運動実施要綱の呼び掛けをする。 ○ 高齢者と子供の交通事故防止 ○ 「ピカッと作戦!」の推進「早めのライトオン」の実践と「自発光式反射材」等の着用) ○ 飲酒運転の根絶) 2 ポスター等の会場内での掲示 3 エコドライブの推進について各委員会及び会議等で呼び掛けをする。
静岡県通運業連盟	1 関係機関・団体と連携し、各事業所における交通安全意識の高揚を図る。 2 「道路を常に広く、美しく、安全に利用する」道路愛護運動に参加する。 3 交通事故抑止につながる「エコドライブ10」を実践する。 4 安全装置等導入促進 の 助成事業を活用し、安全に資する装置等の普及を図る。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
静岡県 貨物運送協同組合	 交通安全運動の実施にあわせて、組合機関誌により、組合員事業所に対して、 乗務員の安全運転・交通事故防止を図る。 研修会において、高速道路交通警察隊を招いて高速道路の安全走行について研修を行う。 関係機関・団体と連携して、交通安全運動に取り組む。 薄暮時のヘッドライト早期点灯を促す。 「おもいやりライト運動」を推進し交通事故防止を図る。 アルコール検知器の活用を徹底して、飲酒運転の根絶に取り組む。
静岡県 トラック協会	1 各季の交通安全運動の周知徹底、安全運転コンクールの実施等、各事業所における無事故・無違反を推進するほか、県下の小・中・高校生等を対象とした交通安全教室を積極的に実施し、交通安全意識の高揚を図る。 2 ドライバー・管理者・経営者等を対象とした交通事故防止を図るための各種研修会を実施する。 3 左折時の左折巻込み事故を防ぐため、左側方確認カメラの普及推進と活用の推進、運転者の安全行動を促すドライブレコーダー活用の推進等、先進安全装置の普及に努め事故防止を図る。 4 追突事故及び交差点における事故防止の徹底を図る。 5 健康障害に起因する事故防止のため、運転者の疲労、睡眠不足の状況等、健康状態の確認を徹底し、過労運転防止に努める。 6 あおり運転や危険な運転を行わず、また、あおり運転をされた際にも冷静に対処できるよう、交通安全意識の高揚を図る。 7 自動車運転中のスマートフォン・携帯電話等の使用禁止について徹底を図る。 8 飲酒運転及び事故の根絶を図るため、悪質性・危険性を十分に理解させ、飲酒運転根絶を徹底させる。 9 薄暮時における事故の未然防止・歩行者の保護を主眼とした「早めのライト点灯運動」を実施する。
静岡県バス協会	1 指導員による会員事業所の巡回指導を実施し、安全性の確保の向上と事業の適正化を推進する。 2 貸切バス事業者の安全性や安全への取組状況について評価・公表する安全性評価・認定制度に基づく認定取得を推進する。 3 自動車事業所における運動の周知徹底と交通安全運転コンクールの開催等事業所単位の無事故・無違反運動を推進し、交通安全意識の高揚を図る。 4 路線バスの前面に「交通安全運動実施中」、「交通事故ゼロの日」のマグネットシートを掲出するなど、事故防止の広報活動を積極的に実施する。 5 年4回の「交通安全運動」実施前に事故防止委員会を開催し、事業所の管理者に対し、安全運動の周知徹底と事故防止の安全教育を実施する。 6 車内事故防止のため車内事故防止月間の広報活動を中心に事故防止を推進すると共に乗合バスの「ゆとり乗降」に取り組む。 7 貸切バス・高速乗合バスでの全座席シートベルト着用指導を推進する。 8 ドライブレコーダーの映像を活用した事故防止を推進する。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項
しずてつジャストライン 株式会社	1 運行・安全管理関係 (1) 交通安全運動期間中、のぼり旗広報活動の実施。「静岡市役所前付近、清水駅前構内」※期間中約140名程度の参加予定 (2) 交通安全運動期間中、各営業所内・バスターミナルへの立て看板の設置及びポスターの掲示。 (3) 交通安全運動期間中、全従業員の胸に「交通安全運動」のリボンを着用し、意識の高揚を図る。 (4) 交通安全運動期間中、車両(バス)前部に「交通安全運動実施中」、「交通事故0の日」のマグネットシートを掲出するなど、事故防止の広報活動を積極的に実施。 (5) 交通安全運動期間中、街頭監査・乗務監査・個人面接・出発点呼時等に事故防止の啓蒙活動を実施。 (6) 各会議(所長・本部・支部・運行管理者等)を開催し、安全意識の高揚を図る。 (7) シートベルト『着用案内動画』を車内で放送し、着用の徹底を実施する。(高速道路を走行するバス) (8) シートベルトの業務外における着用の徹底。(全従業員) (9) 業務外における、道路交通法の遵守。(全従業員)
静岡県タクシー協会	1 運輸安全マネジメントを推進する。 2 自動車連合会が主催するで通安全コンクールに参加、無事故・無違反運動を推進するほか、関係機関と密接な連絡の下に地域の交通安全活動に積極的に参加し、交通安全街頭指導・広報活動を推進する。 3 交通事故防止と安全意識の高揚を図るため、運行管理者並びに乗務員等の研修会を実施する。 4 無事故・無違反の優良乗務員に対し積極的に理事長表彰を行い、交通安全意識の高揚を図る。 5 後部座席シートベルト着用運動「オール シート セーフティ作戦」の推進を図る。 6 歩行者保護を主眼としたドライバー対策を積極的に実践する。 7 運転者の安全行動を促すドライブレコーダーの装着を推進する。 8 飲酒検知器の使用を徹底し、酒気帯び運転根絶の継続を図る。 9 安全運転を実践し事故ゼロ違反ゼロを目指す「安全運転・まごころサービス宣言運動」を実施する。 10 夕暮れ時の「早めのライト点灯」と「こまめなライト上向け走行」の徹底。 11 信号のない交差点通行時の安全に係る基本動作の習慣化を徹底し、出会い頭事故防止を図る。 12 高齢者見守り隊活動により、路上寝込み者及び認知症高齢者等による路上徘徊者発見時の警察への通報と保護を推進する。 13 関係機関と連携を図り、運転者の健康管理の徹底し、健康起因事故の防止を図る。
静岡県 個人タクシー協会	1 全国個人タクシー協会が主催するマスター制度を通して、また、各団体の主催する交通安全運動にも積極的に参加、推進する。 2 後部座席シートベルト着用運動「オール シート セーフティ作戦」の推進を図る。 3 運転手の安全行動を促すため、ドライブレコーダーの装着の促進を図る。 4 事業主の高齢化に伴い、業務中の安全運転の実践と高齢歩行者に対する注意喚起を呼び掛ける。 5 夕暮れ時の「早めのライトオン」の及びハイビームの有効活用の推進

実施機関・団体名	主な推進事項
静岡県運転代行協会	 交通安全講習会を年1度開催する。 「絶対ダメ!飲酒運転!」のキャラバン隊による街宣活動 関係機関、団体と積極的な連携を推進する。
日本労働組合総連合会静岡県連合会	1 加盟組織における組合員やその家族に向けて、交通安全意識の醸成のため、HPや広報紙を通じて意識啓発を行う。 2 地域協議会への情報共有を通じて、機関紙やSNSなど情報発信に活用してもらう。 3 安全衛生推進委員会の開催を通じて、交通事故防止の意識啓発活動を行う。 4 事務所内にポスターを掲示し、職員の交通安全意識のポスターを掲示し、交通安全の意識高揚に努める。
静岡県 交通運輸産業 労働組合協議会	1 春、秋の交通安全運動時に独自ポスターを作製し、過労運転防止を中心に組合員に呼び掛ける。2 組合員による道路危険箇所のピックアップ、点検を行い、情報の共有により注意喚起を図る。3 春、秋季に未組織トラック運転者を対象に過労運転防止及び過積載運行拒否を呼び掛けるパンフレットを職場内、休憩・待機場所等で配布する。
静岡県レッカー 事業協同組合	1 ロードサービス業務を通し、交通事故の防止ならびに交通の円滑を図る。2 エコドライブを推進する。
静岡県自転車軽自動車商業協同組合	自転車の交通ルール・マナーを指導するとともに、年1回は点検、整備を受けTSマークを貼った安全な自転車に乗ることを勧める。 組合員に対して自転車販売・修理に当たり、引渡し時に自転車乗車中には、歩行者に対し加害者とならないように、また事故の被害者にならないように交通ルールを守ることについてお客様に話すことを推奨する。 LEDライトや高輝度反射材等の安全装備を搭載した自転車の使用促進を図る。この他、以下の4つの事業を行う。 1 自転車安全整備促進事業小・中・高の各学校で通学用自転車の点検と街頭での点検を行う事により、日頃のメンテナンスの重要性を説明する。 2 自転車安全利用地域別広報ラジオのスポット広報で自転車の品質が大切である事をPRする。 3 自転車安全利用講習会 各地域の自治体、町内会、学校、警察等の主催する各種催事の安全運動に連携して自転車安全利用講習会を開き、交通安全のPRに協力する。 4 安全点検整備後、自転車保険に加入するよう勧める。
静岡県 高等学校長協会	1 交通安全に係る教材や講習会等を活用することで生徒の交通安全意識を高め、「自分の命は自分で守る」ことができる生徒の育成に努める。2 各校の生徒の通学時の交通事情を踏まえた交通事故防止対策を講じ、「事故ゼロ」を目指した交通安全指導を推進する。3 地域・保護者と連携し、生徒の交通マナー向上に向けた交通安全運動に積極的に参画する。
静岡県校長会	1 教職員自らが交通安全に十分留意し、事故は絶対起こさないという高い意識を持って模範となるよう努めるとともに、積極的に交通安全運動に参加する。2 自転車の安全な乗り方教室、安全マップの作成、ヘルメット着用の徹底、歩行者保護意識の醸成など校種・学年の実態に応じた具体的な指導を計画的に行う。3 保護者及び地域の交通安全推進団体と連携し、各校で実効性のある指導を計画的に行う。

実施機関・団体名	主な推進事項
静岡県私学協会	 2 教育関係機関と連携した教材を活用した交通安全教育の推進 3 交通事故ゼロを目指した取組 4 各学校の実態に即した交通安全教育の推進と意識の向上 5 毎月、県警察本部から送付される自転車指導結果を会員校へ送付する。私立高校の生徒指導担当者等が資料を保存して自転車運転マナー向上に活用
静岡県	1 園児・保護者、教職員一緒になって、交通安全教室の開催などを通じて交通安全
私立幼稚園 振興協会	意識の高揚を図る。 2 園バスの運行に当たって交通ルールの遵守、安全運転の徹底に努める。
静岡県保育連合会	1 会員に対し、本連合会主催事業や各種広報媒体等を通じて交通安全意識の高揚を図る。 2 会員である保育所・認定こども園等においては、園児に対し安全行動について 指導するとともに、職員・保護者の交通安全意識の向上に努める。
静岡県 公立高等学校 PTA連合会	1 本会主催事業を通して交通安全のための普及啓発活動を推進する。2 会報及びホームページを活用して、加盟120校の会員に交通安全運動に係る情報発信する。3 一般社団法人全国高等学校PTA連合会と連携し、交通安全マナーアップ運動を推進する。
静岡県 PTA連絡協議会	1 県P新聞を通じて購読者(PTA会員)に対する交通安全運動の普及啓発を行う。2 県PTA主催の理事会、会長研修会において交通安全を呼び掛ける。3 単位PTAにおける「健康・安全」(防犯・交通安全)に対する活動事例の発表を行う。(該当年度のみ)
ガールスカウト 静岡県連盟	1 活動の安全教育の徹底2 各地域団体において、集会場への道中や帰宅時の交通安全への意識向上に努めるよう子どもたちへの声かけを毎日心掛ける。3 具体的な交通ルールの話を含め、声掛けをしていく。
日本ボーイスカウト静岡県連盟	1 ボーイスカウト活動時における交通事故防止に努める。2 安全セミナー等を実施し、意識の向上を図る。 (安全教育の徹底)3 保護者に集会所への送迎時の交通事故防止を呼び掛ける。
静岡県 子ども会連合会	1 子ども会における活動時の交通事故防止に努める。 2 保護者に集合場所への送迎時における交通事故防止を呼び掛ける。 3 子ども達に対して、機会ある毎に「声掛け」を行い交通安全意識の高揚を図る。 4 横丁でのサッカー遊びの危険性、登下校時の道路の歩き方、車の通る道路での自転車の乗り方などについて、「子ども会KYT(危険予知訓練)」手法を使って子ども達を指導し、交通事故防止の徹底を図る。
静岡県 地域女性団体 連絡協議会	1 各季の交通安全運動の際、傘下各市町団体を通して地区、支部、会員及び家族に 重点等の交通安全運動の実施要綱などを配布し伝達啓発する。 2 各市町団体において、交通安全活動(登下校時の見守り)に協力実施する。 3 各市町団体において発行の機関紙等にて交通安全を呼び掛ける。

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項			
市川交通安全財団	交通安全精神の高揚のための諸活動を行い、交通安全活動の育成発展及び健全な地域社会づくりに貢献し、もって、明るい静岡県づくりの推進に寄与する。 1 交通安全対策を推進している団体等に対する助成 2 交通安全運動等、交通安全諸活動への援助 3 交通安全意識の普及高揚を図るための、各種指導 ※ 新入学児童に対する啓発として、交通安全下敷きの贈呈及び交通遺児に対し、ランドセル贈呈			
静岡県 交通指導員会 連合会	1 園児、児童等の登下校時における交通安全指導に努めるほか、歩行者や運転者に安全な交通行動の実践を呼び掛ける。 2 高齢者の事故防止を図るため、高齢者指導の強化に努める。 3 「自転車安全利用五則」の遵守を呼び掛け、自転車マナー向上を図る。 4 夕暮れ時から夜間における「自発光式等の反射材用品」の活用及び「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」の実践を呼び掛け、事故防止意識の醸成を図る。 5 地域の交通安全活動に積極的に参加し、地域住民の交通安全意識の高揚に努める。			
静岡県 二輪車安全運転 推進クラブ連合会	1 クラブ員を対象に研修会、講習会を実施して運転技能や交通安全に関する知識の向上を図る。 2 二輪車用エアバッグジャケット等の普及促進を図り、二輪車事故被害軽減対策を推進する。 3 連合会組織は、日頃からクラブ員の親睦を深め相互に協力して、交通事故防止活動を推進する。 4 「二輪車安全運転の集い」を開催し、クラブ員の交通安全意識の向上を図るとともに、県民に対して二輪車事故防止を呼び掛ける。 5 各地区において、広報啓発等による交通安全活動を推進する。 6 交通安全パレードの回数を増やしていく。			
静岡県損害保険 代理業協会	1 高齢者事故の防止と安全な交通環境の確立のため、交通安全チラシを活用し、65歳以上の自動車保険契約者に対して事故防止に関する助言などを行う。 2 会報「県代協ニュース」等により、幅広く交通安全の高揚を図る。 3 各季の運動期間中、県内の各支部において、街頭での広報活動に参加する。 4 無保険車追放キャンペーンを実施する。 5 高校生出前講座「車社会に出る高校生の皆様へ」を実施し、交通事故とその責任についての講義を実施する。			
日本損害保険協会中部支部	静岡県警察本部及び静岡県と締結した「高齢ドライバーサポート協定」に基づき、 静岡県警察本部及び静岡県と連携して高齢者対策を中心とした交通事故防止活動を推進する。 ○ 高齢者交通事故防止チラシの静岡県警察本部等への提供 ○ 高齢者交通事故防止チラシの自動車保険契約者等への配布			
静岡県弁護士会	交通事故相談その他の各種相談を通じて、交通安全マナーの遵守に関する啓発活動 を推進していく。			

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項			
静岡県 精神保健福祉協会	1 運営委員会等を通じ、会員に対して交通安全についての意思を推進する。 2 ポスター掲示などの広報活動への協力。			
静岡県社会福祉協議会	1 各季の交通安全運動の際、実施要綱を職員に供覧し、注意を呼び掛ける。 2 毎月の定例会議等で、職員に対して自動車運転時の歩行者、自転車等に対する 安全注意、自転車通勤者の事故防止、飲酒運転根絶に関する意識啓発に努める。 3 福祉関係団体、福祉施設等に対して、機関紙やメールマガジン等広報媒体を通し て交通安全を呼び掛ける。			
静岡県 経営者協会	 1 会員企業への周知・協力依頼 静岡県交通安全対策協議会からの推進事項・各種情報を、以下の方法により会員 企業に対し発信し、交通安全・交通事故防止についての意識啓発と取組みを広く呼 び掛けていく。 ○ ホームページ (http://www.shizuokakeikyo.or.jp) ○ メールマガジン (静岡経協通信) 2 協会職員等への周知徹底 ○ 朝礼等の場での、交通事故防止のための注意喚起。 ○ 事務所内へのポスター掲示による交通安全の意識高揚。 			
静岡県 中小企業団体 中央会	1 静岡県交通安全対策協議会からの連絡・情報を各職員にメール配信し、交通事故 防止の徹底を図る。 2 朝礼や定例会議にて、交通事故防止のための注意喚起に努める。 3 事務所内にポスターを掲示し、職員の交通安全意識のポスターを掲示し、職員の 交通安全の意識高揚に努める。 4 本会のホームページを通じ、会員等に対し交通安全への取組を広く呼び掛ける。			
静岡県商工会議所連合会	次の会議に出席し、県下15商工会議所へ必要事項を周知する。 静岡県交通安全対策協議会幹事会交通安全運動推進連絡会議			
静岡県商工会連合会	1 県下35商工会に県交通安全対策協議会からの連絡を、随時ネットワーク掲示板を利用し周知。職員、会員への交通安全について周知・協力依頼を行う。 2 県連合会及び商工会職員に向けて、交通法規の遵守の徹底を図る。 3 事務所内にポスター等を掲示し、職員や来訪者への交通安全の意識高揚に努める。			
1 電子メールの活用により、県下10地区建設業協会に交通安全要綱等の啓発資料 静岡県 建設業協会 配布し、併せてポスター等の配布によって、広く会員等へ交通事故防止を呼び る。 2 県建設業協会ホームページへの掲載により広く交通安全運動PR活動を進める				
静岡県タイヤ 商工協同組合	1 高速道路交通事故抑止対策として、タイヤ点検に参加する。 2 関係機関・団体と連携して、交通安全運動に努める。			

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項				
静岡県 農業協同組合 中央会	1 定期的に発行する職場内広報誌に交通事故発生状況、交通事故防止対策を掲載し、役職員に交通事故防止を呼び掛ける。 2 警察の交通安全施策に協力するほか、県下各JAにおいて、所轄警察署から担当官を招いて交通事故防止研修会を開催し、交通事故防止の意識高揚を図る。 3 交通安全意識の高揚と交通マナー遵守のため、県内各JAの役職員約1万人と、その家族の「交通安全宣言書(署名)」を県警本部及び所轄警察署に提出する。 4 各種広報誌を活用して、交通事故防止を呼び掛ける。				
全国共済農業 協同組合連合会 静岡県本部	 2 各季の交通安全運動に呼応して、各部署に交通安全運動の実施要綱などを配布、内部会議でも周知して重点取組事項等の徹底を行い、職員の交通安全運動を高める。 3 県交通安全対策協議会等にて配布される交通事故発生状況を随時各部署に配布し、内部会議でも取り上げて職員への事故防止の徹底を呼び掛ける。 				
静岡県石油商業組合	1 交通安全に関するポスター等の掲出。 2 国土交通省が実施する「不正改造車を排除する運動」に賛同し、給油車両等で不正改造車と思われる車両の情報提供並びに自動車点検整備推進運動への協力要請を行う。 3 各警察署より依頼のあった事故・事件等に関係した車両の情報提供を組合員ガソリンスタンドに呼び掛ける。 4 ホームページで「かけこみ110番の家」をPRする。				
静岡県 老人クラブ連合会	1 各種会議・研修会等の際、県警本部並びに開催地の警察署交通課による交通安全 講習会を開催するなど、会員の交通安全意識の高揚を図るとともに、「自発光式反 射材」普及啓発・シートベルトの着用促進・運転免許証の自主返納を呼び掛ける。 2 世代間交流活動の一環として、クラブ会員が揃いの目立つジャンパー等を着て地 域を見回り、子ども達に声を掛け、交通安全ルールを守る呼び掛けを行う「交通安 全パトロール」等に取り組む。 3 各単位クラブでは、地元警察署の協力を得て、交通安全教室を開催し、日常生活 の中での交通安全行動の促進を図るとともに、会員外にも参加を呼び掛け、地域を 上げて高齢者の交通事故防止に取り組む環境づくりに努める。 4 地元警察署と連携して、一人暮らし高齢者等の自宅訪問等を行って、交通安全を 呼びかけ、同じ高齢者の仲間として交通事故防止に努める。				
静岡県 シルバー人材 センター連合会	1 「各季の交通安全運動」実施時に、県内34のシルバー人材センターに対して、 運動推進会議の内容を伝達し、運動の実施要綱及び啓発ポスターを配布しシルバー 会員、センター職員共に運動を展開する。 2 各シルバー人材センターから連合会に対して報告される交通事故について原因分析と再発防止対策を検討し、安全就業推進委員会を主体として交通事故の減少を図る。				

実施機関・団体名	主 な 推 進 事 項				
静岡県年金協会連合会	1 会員及び役員の参加するイベント・研修会・会議において、県警本部及び地域警察署よる交通安全講習会を依頼し、高齢者の交通安全意識の高揚を図ることや、連合会より高齢者の交通事故の現況を報告し注意喚起を図る。 2 「交通安全運動」実施前に、県内7協会に対し、ポスター及び実施要綱等を配布し、会員及び職員の注意喚起を図る。 3 会員の交通安全意識の啓発は、ここ数年の「自発光式反射材」の配布により高まったが、今後は県が力を入れている「早めのライトオン」及び高齢者の運転免許証の自主返納の呼びかけを実施する。 4 定期発行する本連合会機関誌及び県内7協会の発行する広報誌に時宜にあった交通安全情報を掲載し注意喚起に取り組む。				
静岡県飲食業 生活衛生同業組合	1 「酒を飲んだら運転するな、させるな」運動の実施 2 各季の交通安全運動実施時に県下43支部に対し、交通安全運動実施要綱を伝達 し、啓発を図る。				
静岡県小売酒販 組合連合会	1 県連合会と傘下地区組合(12組合)に於いて、それぞれで年に数回開催している酒類販売管理研修の参加者に『未成年者飲酒防止』と『飲酒運転撲滅』のチラシを配り、研修内で啓発を呼びかける。 2 4月に傘下地区組合に於いて、配布する高校を毎年決めて新3年生を対象に『未成年者飲酒防止』と『飲酒運転撲滅』のチラシを配り啓発を呼びかける。 3 各季の『交通安全運動』実施時には、傘下地区組合へポスター及び実施要綱などを配布し啓発活動を行う。				
静岡県 砕石業協同組合	1 各季の交通安全運動に際し、組合員に実施要綱を配布するなど、交通安全意識の 高揚と交通事故防止を図る。 2 交通安全ポスターの配布・掲示等による啓発活動を行う。				
静岡県 生コンクリート 工業組合	1 組合員関係者から交通安全標語を募集して、「交通安全スローガン」のポスターを作成し組合員へ毎月配布、工場内へ掲示し安全意識の高揚を図る。 2 静岡県警察本部交通企画課担当官を招き「交通安全優良事業所」と「優良運転者」を理事長表彰し、安全運転意識の高揚を図る。 3 交通安全運転コンクールに参加し、無事故・無違反運動を推進する。 4 関係機関と連携した各種運動を展開して、交通事故並びに交通違反防止を啓発する。 5 運転者の安全行動を促すため、ドライブレコーダー装着の推進を図る。				
静岡県砂利工業組合	1 組合員に「交通安全ポスター」を配布し、安全意識の高揚を図る。 2 組合員及び関係機関と連携した各種運動を展開して、交通事故防止、交通法令の遵守について啓発する。 3 「早めのライトオン」と「ハイビームの活用」の推進 4 運転中のシートベルトの正しい着用の徹底				

実施機関・団体名	主な推進事項			
静岡県警友会	1 各季安全運動の周知 各季交通安全運動の実施要綱を地区組織に送付し、会員に運動の重点項目等の周知を図り、事故防止を呼びかける。 2 街頭広報活動の実施 各季交通安全運動期間中は警察・関係団体と連携し、街頭における事故防止に向けた広報活動を実施する。 3 会報による意識の高揚会報(機関誌)に、警察提供の事故発生状況、事故防止に向けた施策等の記事を掲載し、安全意識の高揚に努める。 4 会議における注意の喚起役員及び会員が参加する総会等の会議において、警察より高齢者事故の現況等について説明を受け、注意喚起を図る。 5 子どもの事故防止活動学童登下校時における会員有志による防犯パトロール活動の際、交差点での見守			
静岡県自治会連合会	りや交通事故防止の声かけを行う。 1 関係団体との連携を進め、交通安全活動を実施する。 2 加盟団体に自治会長、町内会役員による街頭啓発を呼び掛ける。 3 各町内会に交通安全啓発ののぼり旗設置を呼び掛ける。 4 地域における交通等の危険箇所の検証を進める。 5 高齢者・子供の事故防止パトロールを呼び掛ける。 6 飲酒運転根絶の啓発を行う。 7 歩行者への夜間歩行における反射材の着用を呼び掛ける。 8 交通安全に関する様々な講習会を実施し、事故防止に努める。			
静岡県信用金庫協会	歩行者及び自転車利用者の夕暮れ時から夜間の交通事故防止のため、「SHINK IN BANK 360万ピカッと作戦2023」を通じて、自発光式反射材や反射 リストバンド等を県内信用金庫が一斉に配布するなどの交通安全活動を推進する。			
全国道路標識· 標示業協会 中部支部静岡県協会	1 道路標識・標示等の交通安全施設の整備・点検を通して、道路交通環境の改善を促し交通事故の防止及び交通の円滑を図る。2 傘下企業の従業員を対象に研修会を開催し、交通安全の徹底と安全運転を心掛けるよう働きかける。3 各季の交通安全運動の際、協会広報紙「トラフィック・デザイン」にて交通安全意識の高揚を図る。			
生命保険協会静岡県協会	1 機関紙「協会だより」等により、幅広く交通安全意識の高揚を図る。 2 静岡県協会加盟会社が集合する機会(総会、定例会議)を捉え、交通安全運動の普及啓発を図る。 3 県交通安全対策協議会等にて配布される交通事故発生状況を随時、加盟会社に示し、運転員への事故防止を呼び掛ける。			

実施機関・団体名	主な推進事項				
静岡県 レンタカー協会	1 交通安全運動実施期間中は、機関紙「協会だより」にその旨を掲載し、会員に周知するとともに交通事故防止を図る。 2 協会で「交通安全運動実施中」及び「厳罰処分・飲酒運転根絶」「夕暮れ時は早めのライト点灯」のぼり旗を作成し、傘下協会員の全営業所に配布して交通安全を呼び掛ける。 3 「ピカッと作戦!」ステッカーをレンタカー車両全車に貼付し、広く交通安全を呼びかけるとともに交通安全意識向上を図る。 4 8月を全国統一「事故防止キャンペーン」と定め、特にその1ヶ月間は重点的にチラシや啓発品をお客様に配布しレンタカー業界で統一的な活動を行う。 5 レンタカー貸渡しの際には、特に交通安全運動実施期間中であることをお客様に伝え、交通安全に努めていただくよう呼び掛ける。				
静岡県消防協会	1 理事会等の会議や10支部への電子メールの活用により、傘下の消防団員に対して、交通安全についての啓発活動を推進していく。 2 交通安全ポスターの掲示等による啓発活動を推進していく。				
静岡県民生委員 児童委員協議会	1 子どもを交通事故や犯罪行為から守るため、通学路での見守り、声掛け運動を実施する。2 関係機関と連携し、交通事故防止を図るための啓発活動を実施する。				
静岡県ホームヘルパー 連絡協議会	1 会員に対し、訪問活動時の交通安全を呼び掛け、交通事故防止に努める。 2 会員から利用者や家族などの高齢者に対し、交通安全を呼び掛ける。				
静岡犯罪被害者 支援センター	1 交通事故相談等を通じて、被害者やご遺族の要望に応じて、カウンセリングや検察庁・裁判所等への付添い支援を実施する。2 企業・団体主催の研修会や小・中学校、高校等の講習会において、交通事故被害者やご遺族の講演を通して、交通安全意識の高揚を図る。				
静岡県看護協会	1 交通安全運動実施時期に協会支部等を含めた職員に対し、交通事故防止を呼びかける。 2 本協会のホームページの掲載により広く交通安全PR活動を進める。				
静岡県薬剤師会	1 交通安全に関するポスターの掲出。 2 「高齢者見守り隊」の一員として、患者さん等への交通事故防止のための声掛けなど、高齢者を交通事故から守る活動を実施する。				
静岡県 遊技業協同組合	1 組合ホールが発行する折込みチラシや屋外広告塔による交通安全標語の掲載を通じ、交通安全意識の高揚のための広報啓発活動を推進する。 2 各種会議、研修会を通じ、組合員の交通マナーの向上を図る。				
静岡県警備業協会	1 各季交通安全運動期間中、事務局等にポスターを掲示する。 2 交通安全の広報文をメール又はFAXを利用して会員に連絡し、交通安全に対する啓発意識の高揚を図る。 3 各種警備業務を通じ、交通安全活動を推進する。				

各市 • 町年間事故防止重点

- 1 県及び各関係機関・団体と連携して、地域に根ざした住民主体の活動を実施し、住民の交通安全意識の高揚を図る。
- 2 年間重点推進項目及び地域の交通事故実態に即した年間事故防止重点を設定し、交通事故のない安全で快適な社会の実現に向けた対策を推進する。

	问けた対策を推進する。 		
市・町	年間事故防止重点		
下田市	・ 高齢者と子どもの安全確保・ 歩行者と自転車の安全確保・ 生活道路における安全確保		
南伊豆町	子供と高齢者の交通事故防止		
河津町	子供と高齢者の交通事故防止		
東伊豆町	歩行者・運転者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の徹底		
松崎町	・子供と高齢者の交通事故防止・自転車の安全利用の推進		
西伊豆町	子供と高齢者の交通事故防止		
伊豆市	横断歩行者の交通事故防止(思いやり横断、日本一!)横断歩道での歩行者優先に伴う車両の一時停止の励行停止した車両に対して、感謝の気持ちを持って、相手に伝える行動(会釈等)の推進安全且つ正しい横断の徹底		
伊豆の国市	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 横断歩行者の安全確保・ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止		
三島市	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 夕暮れから夜間の交通事故防止・ 横断歩行者の安全確保		
函南町	子供と高齢者の交通事故防止自転車の安全利用の推進		
伊東市	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 歩行者の交通事故防止・ 飲酒運転根絶		
熱海市	子供と高齢者の交通事故防止		
沼津市	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 夕暮れ時から夜間の交通事故防止・ 自転車の交通事故防止・ 交差点の交通事故防止		
清水町	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 夕暮れ時から夜間の交通事故防止・ 自転車の安全利用の推進・ 交差点の交通事故防止		
長泉町	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 歩行者と自転車の交通事故防止		
裾野市	横断歩行者の交通事故防止		

市・町	年 間 事 故 防 止 重 点			
御殿場市	 ・ 子供と高齢者の交通事故防止 ・ 夕暮れ時から夜間の交通事故防止 ・ 飲酒運転等危険運転の根絶 ・ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ・ 自転車の安全利用の推進 			
小山町	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 飲酒運転の根絶・ 夕暮れ時から夜間の交通事故防止			
富士市	・ 飲酒運転の根絶・ 自転車の安全利用の推進・ 道路横断中の交通事故防止			
富士宮市	・ 追突と出会い頭の交通事故防止 ・ 横断歩道における交通事故防止 ・ 交通マナーの向上			
静岡市	・ 自転車の安全利用の推進 ・ 高齢者に対する交通安全教育の推進			
藤枝市	子供と高齢者の交通事故防止 追突・出会い頭交通事故防止 自転車の安全利用とヘルメット着用の推進 中学生の交通マナーの向上			
焼津市	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 交差点の交通事故防止			
島田市	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 追突・出会い頭事故の交通事故防止・ 夕暮れ時から夜間の交通事故防止			
川根本町	・ 子供と高齢者の交通事故防止・ 歩行者の交通事故防止・ 飲酒運転根絶			
牧之原市	・ 高齢運転者の交通事故防止			
吉田町	・ 高齢運転者の交通事故防止			
菊川市	高齢者の交通事故防止			
御前崎市	高齢者の交通事故防止			
掛川市	・ 交差点の交通事故防止 (「止まる・見る・待つ」の周知徹底) ・ 子供と高齢者の交通事故防止			
袋井市	・ 子どもと高齢者の交通事故防止・ 歩行者の交通事故防止			
森町	追突・出会い頭の交通事故防止			
磐田市	交差点での交通事故防止			
浜松市	・ 交通事故に対する忌避意識の醸成・ 通勤・通学時間帯の交通事故防止・ 子供と高齢者の交通事故防止			
湖西市	・ 横断歩行者の交通事故防止・ 子供と高齢者の交通事故防止			

静岡県交通安全対策協議会規約

(目的)

第1条 静岡県内における交通の安全と円滑化の確保に関し、関係機関・団体相互間の緊密な連絡を図るとともに、総合的かつ効果的な対策を推進することを目的とする。 (名称)

- 第2条 この協議会は、静岡県交通安全対策協議会(以下「協議会」という。)という。 (所掌事務)
- 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項を行う。
 - (1) 交通安全運動の実施に関すること。
 - (2) 道路・交通環境の実態把握及び改善整備に関すること。
 - (3) 交通安全に関する広報・啓発の推進に関すること。
 - (4) 交通安全教育の推進に関すること。
 - (5) 交通事故及び交通死亡事故多発時における緊急対策の推進に関すること。
 - (6) 交通安全の功労者等に対する表彰に関すること。
 - (7) その他交通安全の推進に関すること。

(組織)

第4条 協議会は会長、副会長、委員及び幹事をもって組織する。

(会長及び副会長)

- 第5条 会長は静岡県知事、副会長は静岡県副知事をもって充てる。
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員が、その職務を代理する。

(委員及び幹事)

- 第6条 委員及び幹事は、関係機関・団体等の役職員から会長が委嘱する。
- 2 委員及び幹事は、協議会の運営に積極的に協力し、その所属する機関・団体等において 委員会の決定事項の推進に努めるものとする。

(代表幹事)

第7条 幹事を代表する代表幹事を置き、幹事のうちから会長が指名する。 (参与)

- 第8条 協議会に参与を置き、会長が委嘱する。
- 2 参与は、会長の求めに応じて意見を述べ、また、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第9条 協議会の会議は委員会、幹事会及び部会とし、会長が招集する。 (委員会)

- 第10条 委員会は委員により構成し、会長が議長となる。
- 2 委員会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 付議事項の審議・決定
 - (2) 決定事項の推進
 - (3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(幹事会)

第11条 幹事会は幹事により構成し、議長は代表幹事のうちから会長が指名する。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を行う。
 - (1) 委員会に付議する事項の協議・決定
 - (2) 委員会の決定事項の推進
 - (3) その他協議会の運営上会長が必要と認める事項(部会)
- 第12条 部会は幹事会の事務のうち専門的事項に係る調査・研究・企画等を行う。
- 2 部会は次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる事務その他会長の指示する事項を担当する。
 - (1) 交通安全部会 交通安全の広報・啓発及び各種交通安全運動に関すること。
 - (2) 道路・交通環境部会 道路・交通環境の実態把握及び改善整備に関すること。
 - (3) 交通安全教育部会 交通安全教育に関すること。
- 3 会長は、特別な事項について調査・研究・企画等をするため、協議会に特別な部会を設けることができる。
- 4 部会に部会長を置き、代表幹事のうちから会長が指名する。
- 5 部会の構成員は、幹事のうちから会長が指名する。
- 6 第3項の部会には、幹事のほかに会長が必要と認める者を加えることができる。 (事務局)
- 第13条 協議会の事務は、静岡県くらし交通安全課で行い、事務局長にくらし交通安全課 長をもって充てる。

(協替機関・団体等)

- 第14条 協議会は、第1条の目的を達成するため、各種機関・団体等の協賛を得るものと する。
- 2 前項により協賛を得た各種機関・団体等は、委員会の決定事項の推進に努めるものとする。

(決定事項の通知)

第15条 会長は、委員会の決定事項を速やかに前条第2項の各種機関・団体等に通知する ものとする。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

- この規約は平成13年2月15日から施行する。 附 則
- この規約は平成20年6月10日から施行する。 附 則
- この規約は平成21年2月10日から施行する。 附 則
- この規約は平成24年1月13日から施行する。 附 則
- この規約は平成27年2月3日から施行する。 附 則
- この規約は平成28年2月17日から施行する。

静岡県交诵安全対策協議会

会 턑 静岡県知事

副会長 静岡県副知事

員(31)

国) 静岡労働局長、中部運輸局静岡運輸支局長、中部地方整備局静岡国道事務所長

中部地方整備局浜松河川国道事務所長、中部地方整備局沼津河川国道事務所長

知事戦略局長、危機管理部長、経営管理部長、くらし・環境部長、スポーツ・文化観光部長 (県) 健康福祉部長、経済産業部長、交通基盤部長

(県教委) 教育長

(県 警) 警察本部長、交通部長

静岡市長、浜松市長 (政令市)

(市 町) 静岡県市長会代表、静岡県町村会代表

(民間) 静岡県交通安全協会会長、静岡県安全運転管理協会会長、静岡県指定自動車教習所協会会長 静岡県自動車会議所会長、静岡県公立高等学校PTA連合会会長 静岡県PTA連絡協議会会長、静岡県子ども会連合会会長 静岡県地域女性団体連絡協議会会長、静岡県交通指導員会連合会会長 静岡県老人クラブ連合会会長、静岡県自治会連合会会長

与(13)

国) 静岡地方裁判所長、静岡家庭裁判所長、静岡地方検察庁検事正、静岡地方気象台長

(県議会) 静岡県議会議長、静岡県議会危機管理くらし環境委員会委員長、静岡県議会建設委員会委員長 静岡県議会文教警察委員会委員長

静岡県公安委員会委員長 (県公委)

(その他) 静岡大学長、静岡県立大学長、静岡県市議会議長会会長、静岡県町村議会議長会会長

代表幹事(4)

くらし・環境部県民生活局長、交通基盤部道路局長、県教委教育部長 県警交通部参事官兼交通企画課長

幹 事(63)

静岡家庭裁判所首席調査官、静岡地方検察庁交通担当検事、静岡労働局監督課長 国)

静岡労働局健康安全課長、静岡地方気象台防災管理官

中部運輸局静岡運輸支局総務企画担当首席運輸企画専門官

中部地方整備局静岡国道事務所管理第二課長

中部地方整備局浜松河川国道事務所道路管理第二課長

中部地方整備局沼津河川国道事務所道路管理課長

(県) 知事戦略局理事兼総務課長、知事戦略局広聴広報課長、危機管理部消防保安課長、経営管理部総務課長、 くらし・環境部くらし交通安全課長、スポーツ・文化観光部私学振興課長、

健康福祉部企画政策課長、健康福祉部地域福祉課長、

健康福祉部福祉長寿政策課長、健康福祉部こども未来課長、健康福祉部障害者政策課長、

経済産業部産業政策課長、交通基盤部建設政策課長、交通基盤部道路企画課長、

交通基盤部道路整備課長、交通基盤部道路保全課長、交通基盤部都市計画課長、交通基盤部地域交通課長、

交通基盤部街路整備課長、出納局次長兼会計総務課長、出納局用度課長、企業局経営課長

健康体育課長、社会教育課長 (県教委)

(県警) 交通部参事官兼運転免許課長、交通部交通指導課長、交通部交通規制課長

静岡市市民局生活安心安全課長、浜松市土木部道路企画課交通安全対策担当課長 (政令市)

静岡県市長会事務局長、静岡県町村会事務局長 (市 町)

(民間) 静岡県交通安全協会専務理事、静岡県安全運転管理協会専務理事

静岡県指定自動車教習所協会専務理事、静岡県自動車会議所専務理事

静岡県公立高等学校PTA連合会事務局長、静岡県PTA連絡協議会事務局長

静岡県子ども会連合会事務局長、静岡県地域女性団体連絡協議会事務局長

静岡県交通指導員会連合会副会長、静岡県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長 静岡県自治会連合会事務局長、静岡県トラック協会専務理事、静岡県バス協会専務理事

静岡県タクシー協会専務理事、静岡県高等学校長協会事務局長、静岡県校長会事務局長

静岡県私学協会事務局長、市川交通安全財団評議員事務局長、静岡県商工会議所連合会専務理事

静岡県商工会連合会専務理事、静岡県建設業協会専務理事

静岡新聞社社会部長、テレビ静岡報道制作局長

(会長以下113人)

静岡県交通安全対策協議会部会構成

1 構成員

1 構成員	部会別	交通安全	道路・交通	交通安全
区分	幹事	部会	環境部会	教育部会
代表幹事・	くらし・環境部県民生活局長	0	0	0
	交通基盤部道路局長		◎ (部会長)	
1 (2)(2)	県教委教育部長			◎ (部会長)
	県警交通部参事官兼交通企画課長	◎ (部会長)	0	0
	静岡労働局監督課長			0
	静岡労働局健康安全課長	0		
	静岡地方気象台防災管理官		0	
国	中部運輸局静岡運輸支局総務企画担当首席運輸企画専門官	0	0	0
	中部地方整備局静岡国道事務所管理第二課長		\circ	
	中部地方整備局浜松河川国道事務所道路管理第二課長		0	
	中部地方整備局沼津河川国道事務所道路管理課長		0	
	知事戦略局広聴広報課長	0		
	くらし・環境部くらし交通安全課長	0	0	0
	健康福祉部福祉長寿政策課長	0		0
IB	交通基盤部建設政策課長		0	
県	交通基盤部道路整備課長	0	0	
	交通基盤部道路保全課長	0	0	
	交通基盤部地域交通課長	0	0	
	交通基盤部街路整備課長		0	
18 */	健康体育課長	0	0	0
県教委	社会教育課長			0
	交通部参事官兼運転免許課長	0		0
県 警	交通部交通指導課長	0		
	交通部交通規制課長		0	
	静岡県交通安全協会	0		
	静岡県安全運転管理協会	0		
	静岡県指定自動車教習所協会			0
	静岡県公立高等学校PTA連合会	0		0
	静岡県PTA連絡協議会	0		0
	静岡県地域女性団体連絡協議会	0		
	静岡県交通指導員会連合会	0		
民 間	静岡県老人クラブ連合会	0		0
77 [6]	静岡県自治会連合会	0	0	
	静岡県トラック協会		0	
	静岡県バス協会		0	
	静岡県タクシー協会		0	
	静岡県高等学校長協会			0
	静岡県校長会			0
	静岡県私学協会			0
			20	
	計	21	20	17

2 部会別所掌事務細目

① 交通安全部会

交通安全の広報・啓発及び各種交通安全運動に関すること

- ・ 交通事故発生状況の調査・分析に関すること
- ・ 広報紙の発行、各種交通安全の啓発に関すること
- ・ 交通死亡事故多発警報制度の運用に関すること
- 各種交通安全運動の企画・推進に関すること
- ・ 交通安全の功労者等に対する表彰に関すること
- ・ その他の交通安全活動の推進に関すること

② 道路•交通環境部会

道路・交通環境の実態把握及び改善整備に関すること

- ・ 交通事情の調査に関すること
- ・ 交通診断の実施に関すること(道路、交通安全施設、交通規制、その他)
- ・ 踏切事故防止対策の推進に関すること
- ・ 交通気象に関する指導に関すること
- その他の道路・交通環境に関すること

③ 交通安全教育部会

交通安全教育に関すること

- 歩行者、自転車利用者に対する交通安全教育に関すること
- 児童、生徒に対する交通安全教育に関すること
- 運転者に対する交通安全教育の推進に関すること
- ・ その他の交通安全教育に関すること

「交通事故ゼロの日」実施要綱

1 趣旨

交通事故を防止するためには、全ての県民が交通安全に深い関心を持ち、それぞれの立場で 正しい交通安全行動を身に付け、実践することが大切である。

このため、「交通事故ゼロの日」を設定し、県民一人一人が事故を起こさないことを誓い合う日とする。

2 実施日

毎月10日・20日・30日

3 推進事項

(1) 広報・街頭活動の推進

新聞、ラジオ、同報無線、有線放送、ホームページ、電光掲示板等の広報媒体の活用や 広報車等の街頭活動の強化により、県民にこの運動の趣旨及び正しい交通ルールの遵守と交通 マナーの実践を呼び掛ける。

(2) 家庭、地域等における活動の推進

活動の区分	推進要領	
学房におけて活動	地域の交通問題や具体的な交通事故の事例など、身近な	
家庭における活動	話題から互いに安全行動を促す「一声運動」の推進。	
幼稚園・保育所・認定こども園	幼児、園児、児童及び生徒に対する、交通の場における正	
学校における活動	しい行動の習慣化と保護者を含めた安全教育の推進。	
おおお アナンナフ 江香	交通指導員、PTA及び交通ボランティア等と連携した、	
地域における活動	地域の実情に応じた交通安全活動の推進。	
1001年17747年	交通法令の遵守と安全運転5則(※)の履行による安全な交	
職場における活動 	通行動の実践。	

※ 安全運転5則

- 1 安全速度を必ず守る
- 2 カーブの手前でスピード落とす
- 3 交差点では必ず安全を確かめる
- 4 一時停止で横断歩行者の安全を守る
- 5 飲酒運転は絶対にしない

令和5年度「ピカッと作戦!」実施要綱

1 趣旨

夕暮れ時から夜間の交通事故を抑止する「ピカッと作戦!」では、『明るく・目立て・光れ』をキャッチフレーズとして「自発光式等の反射材用品」の活用及び「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」の実践及び定着化を図るため、県民総ぐるみの交通安全対策として展開します。

2 実施期間

令和5年4月1日(土)~令和6年3月31日(日)

3 ピカッと作戦!強化の日 毎月 15日

4 推進事項

歩行者は、「自発光式等の反射材用品」の活用 自転車利用者は、「早めのライトオン」の実践と「自発光式等の反射材用品」の活用 運転者は、「早めのライトオン」と「ハイビームの効果的活用」の実践 <ライトオン目安時刻>

季 節	点灯時刻
秋季・冬季(9月~2月)	午後4時
春季(3月~5月)	午後5時
夏季(6月~8月)	午後6時

5 具体的取組

- (1) 県庁、市役所、警察、関係機関庁舎等へのポスター、のぼり旗等の掲出と公用車、団体業務用車両等へのステッカー、マグネット貼付と早めのライトオン率先行動によるPR活動
- (2) 「自発光式等の反射材用品」の活用効果が体感できる参加・体験・実践のイベントの実施
- (3) テレビ・ラジオCMの放映等各種媒体を活用した県民への周知
- (4) 各季の交通安全運動の時期にあわせた効果的なキャンペーンの実施
- (5) 広報誌、ホームページ等による広報

6 期待される効果

- (1) 自動車、自転車利用者及び歩行者双方の早期発見による交通事故防止
- (2) ライトを点灯する行為、「自発光式等の反射材用品」の活用を通じた交通安全意識の高揚

7 主唱

静岡県交通安全対策協議会

自転車マナー向上キャンペーン「指導強化の日」実施要綱

1 目 的

市町と高等学校が協力して、一斉に街頭指導活動を行い、高校生一人一人の交通安全意識を高揚させるとともに正しい交通ルールと自転車マナーの実践指導にあたり、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 実施日時

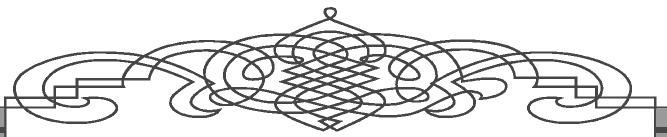
- (1) 令和5年5月19日(金)午前7時から9時までの間
- (2) 令和5年10月20日(金)午前7時から9時までの間
- (3) 令和6年1月19日(金)午前7時から9時までの間
 - ※ 実施時間や場所等については各市町で決定する。
 - ※ 県下一斉で実施するので、できる限り上記日時で計画を作成する。

3 実施方法

各高等学校の通学路において、学校、警察、市町、PTA、民間交通指導員、交通安全 指導員等が連携をとって、自転車通学の高校生などに対し、正しい交通ルールや自転車マ ナーについての指導・取締りを実施する。

(中学校の通学路においても可能であれば実施する。)

なお、各市町の交通安全担当課が各機関連携の取りまとめを行い、実施計画を立てる。



交通安全憲章

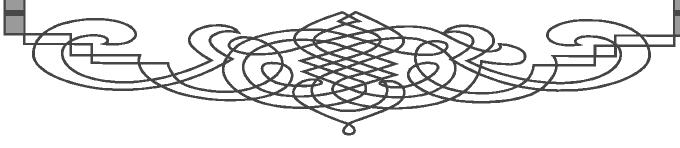
わたくしたち静岡県民は、人命尊重の基本理念に基づき、 県民総ぐるみの交通安全運動を展開し、交通事故のない、 安全で安心できる暮らしを実現するため、この憲章を定め 実践することを誓います。

- 一 わたくしたちは、他人を思いやり、ゆずりあう「優しい親切な心」と、他 人の親切にはありがとうと素直に言える「感謝の心」を育み、交通ルールの遵 守と、交通マナーの向上に努めます。
- 一 わたくしたちは、常に安全運転に努め、交差点の安全確認、必要な一時停止を怠りません。

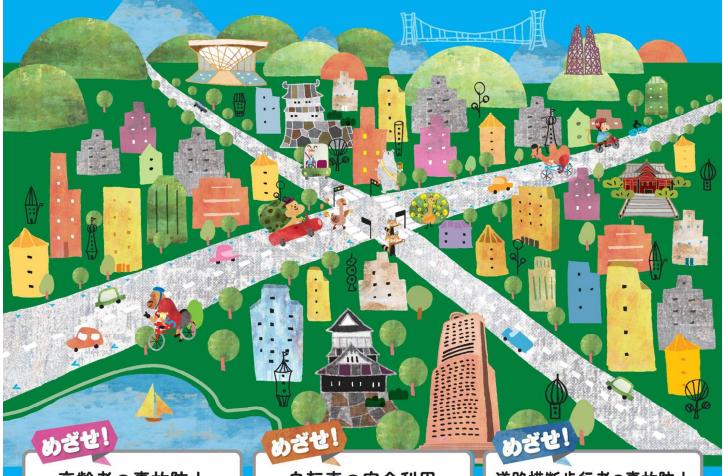
また、スピードの出しすぎや無理な追い越しはしません。

- 一 わたくしたちは、道路を歩くとき、自転車に乗るときは、周囲の状況に気 を配り、安全で正しい通行に努めます。
- 一 わたくしたちは、こどもやお年寄り、からだの不自由な人たちをいたわり、 交通事故から守ります。
- わたくしたちは、運転するときはお酒を飲みません。また、運転する人にはお酒を飲ませません。
- 一 わたくしたちは、交通安全運動や地域の交通安全活動などに、進んで参加 します。
- わたくしたちは、みんなが安全に通行できる良い交通環境をつくることに 努めます。

静岡県交通安全対策協議会



通事被ゼロのまち



高齢者の事故防止



自転車の安全利用



道路横断歩行者の事故防止





静岡県交通安全対策協議会 #M県K 6 L 交通安全課 TEL.054-221-2104

しずおか交通安心ネット Facebook、 くらし交通安全課 Twitter もチェック!

